

「食の安全・安心に関する条例」(仮称)の制定について

【経緯・背景】

- 平成15年5月の「食品安全基本法」制定を機に、県では「やまなし食の安全・安心基本方針」(平成15年9月策定)「やまなし食の安全・安心行動計画」(平成16年3月策定)に基づき、食の安全・安心の確保に向けた取り組みを進めてきました。
- この間も、数々の食品偽装表示、事故米の不正規流通、輸入食品への農薬混入など、食の安全・安心を脅かす問題が相次いで発生しています。最近では、牛肉の生食による食中毒の発生や原発事故に起因する放射性物質への不安の高まりなど、食の安全・安心へのニーズはますます高まっており、また、従前から、消費者団体による条例制定への強い要請もあります。

【制定の目的】

施策の基本となる事項について、条例で定めることにより、生産者・事業者・消費者・行政等関係者の責務を明確にし、それが役割を果たしつつ相互に連携協力することにより、食の安全・安心の確保に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

【条例に盛り込まれる主な項目イメージ】※今後、「食品安全会議」等で具体的に検討

- ①目的
- ②基本理念
- ③生産者・事業者・消費者(県民)、県の責務・役割
- ④基本方針の策定
- ⑤推進体制の整備
- ⑥生産から消費に至る食品の安全性の確保(事業者等の自主的な取り組みの促進 等)
- ⑦食品に関する正確な情報の提供(適正な食品表示の確保 等)
- ⑧県民と事業者等との相互信頼関係の確立(情報の共有・相互理解の促進、食の安全・安心推進月間、認証制度の推進 等)
- ⑨健康への悪影響の未然防止(出荷の制限、自主回収報告制度、危害情報の申出 等)
- ⑩食品安全会議の設置

【他県の状況】

全国では、既に28都道府県において、食の安全・安心に関する条例を制定・施行済みとなっています。

<内訳>北海道、宮城県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
※長野県：平成24年度制定予定、他に静岡県等数県でも検討の動きあり

【制定スケジュール】

- H23.8月 第1回食品安全会議(8/10)、第1回食の安全・安心を語る会(8/31) 等
- 9~12月 第2回・第3回食品安全会議、パブリックコメント(10月頃)、第2回・第3回食の安全・安心を語る会 等
- H24.1~2月 法令審査会、第4回食品安全会議
 - 12月末 定例県議会に条例案提出
 - 4月1日 条例施行

「食の安全・安心に関する条例」(仮称) の基本的な考え方

「食の安全・安心に関する条例」(仮称) 制定の背景及び趣旨

平成13年秋のBSE感染牛の発見以来、偽装牛肉事件、食品の不正表示、輸入野菜の残留農薬検出などの問題が相次いで起こり、食品の安全性に対する信頼は大きく揺らぎ、安全・安心な食生活を求める消費者の声が高まりました。

このような中、平成15年5月に「食品安全基本法」が制定され、地方公共団体の責務として、食品の安全性の確保に関し、地方公共団体それぞれの諸条件に応じた施策を策定し、実施する旨が規定されました。

これらの経緯を踏まえ、県は、食の安全・安心の確保に関する施策の方向を明らかにした「やまなし食の安全・安心基本方針」を平成15年9月に策定しました。

さらに、平成16年3月に具体的な取組内容や手順、関係者の役割などを明らかにした「やまなし食の安全・安心行動計画」を策定し、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

この間にも、中国産冷凍餃子の薬物混入事件、非食用米穀の不正流通事件、福島第一原子力発電所事故に起因する食品からの放射性物質の検出、生肉の提供による食中毒事件、その他数々の食品表示偽装事件など、全国的に食の安全・安心を脅かす事案が相次いで発生しています。

こうした状況を踏まえ、食品の安全性を確保し、県民の不安を解消するためには、食の安全・安心を確保する決意を県が明らかにするとともに、県、生産者、事業者が果たすべき責務や県民の役割を明確に規定し、関係者の共通認識の下、一体となって、食の安全・安心の確保に関する取り組みを行う必要があると考え、「食の安全・安心に関する条例」(仮称) (以下「条例」という。) を制定することとしました。

条例の名称

食の安全・安心の確保は、県民の生活に密接に関わっていることから、県民に身近で分かりやすい名称にする必要があります。

条例の施行時期

平成24年4月1日の施行を予定しています。なお、規制的な内容を含む条文については、所要の周知期間を設けることとします。

条例の主要項目

現行の「やまなし食の安全・安心基本方針」の内容を踏まえ、条例としての一般的な構成に沿った形で設定することとします。

【想定される主要項目】

1. 目的
2. 基本理念
3. 関係者の責務・役割
4. 食の安全・安心基本方針
5. 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備
6. 生産から消費に至る食品の安全性の確保
7. 食品に関する正確な情報の提供
8. 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
9. 食品による健康への悪影響の未然防止
10. 山梨県食品安全会議

条例の主要項目における基本的な考え方

1 目的

【基本的な考え方】

- この条例は、県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、県民に信頼される安全な食品の生産及び供給を確保することにより、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

【規定内容の例】

- 県民に信頼される安全な食品の生産及び供給を確保することにより、県民の健康の保護を図るとともに、より安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
- 上記目的を実現するため、基本理念を定め、県、生産者、事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

【基本的な考え方】

- 県民の健康の保護が最も重要であるという認識に立って、県、生産者、事業者は、食の安全・安心の確保に関する取り組みを行う必要があります。
- 食品は、川上となる生産から川下となる消費までつながった一連の過程を経て供給されており、その過程の一部において安全性や信頼性が損なわれることがあれば、安全・安心な食品を供給することができないため、食品に携わる者すべてが食品の生産・製造から流通・消費に至る行程の各段階において、適切な措置を講じる必要があります。
- 食品による健康への悪影響を未然に防止するため、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき行うとともに、生産者、事業者においても、科学的知見を踏まえつつ、「食品のリスク」を一層低減するよう自主的、積極的に取り組んで行く必要があります。
- 食の安全・安心の確保に関する取り組みの推進に当たっては、生産・流通等の情報の公開、すなわち透明性の確保を前提として、「食品のリスク」を含めて正しく理解する力や生産者、事業者の努力を評価できる力が消費者に必要とされます。また、県民参画や関係者の相互理解と協力のためには、情報の共有化が前提となります。このため、県、生産者、事業者における積極的な情報公開を図るとともに、県民との情報の共有化を図る必要があります。
- 食の安全・安心の確保は、行政だけでできるものではなく、消費者である県民や生産者、事業者との連携・協調があってできることから、県民、生産者、事業者及び県が、それぞれの責務や役割を理解し、協力して、食の安全・安心の確保に関する取り組みを進めていく必要があります。
- 生産者、事業者、県民は、食品の生産・製造から流通・消費に至る一連の過程において、様々な形で環境に負荷を与えていため、環境に及ぼす影響についても配慮しながら食の安全・安心の確保に関する取り組みを推進する必要があります。

【規定内容の例】

- 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で必要な措置が講じられることにより、食の安全・安心の確保が図られるべきであること。
- 生産から消費に至る食品の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、食の安全・安心の確保が図られるべきであること。
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、食の安全・安心の確保が図られるべきであること。
- 県、生産者、事業者における食の安全・安心の確保に関する積極的な情報の公開並びに県、生産者、事業者、県民における情報の共有を図ることにより、食の安全・安心の確保が図られるべきであること。
- 県、生産者、事業者、県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互に理解し、協力することにより、食の安全・安心の確保が図られるべきであること。
- 環境に及ぼす影響について配慮した上で、食の安全・安心の確保のために必要な措置が行われるべきであること。

3 関係者の責務・役割

【基本的な考え方】

- 条例の目的や理念を踏まえ、食の安全・安心の確保に関する施策を推進することを県の責務として明確にする必要があります。
- 生産者及び事業者は、食品の供給者として、その安全確保に第一義的責任を有していることを明確にする必要があります。
- 食の安全・安心を確保するには、県や生産者及び事業者だけでなく、県民の積極的な取り組みが不可欠であることから、県民の役割を明確にする必要があります。

【規定内容の例】

1. 県の責務

- 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施すること。
- 2. 生産者及び事業者の責務
 - 自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全・安心を確保するために必要な措置を食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講じること。
 - 自らが取り扱う食品又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、その拡大または発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講じること。
 - 食品の安全・安心の確保に関する知識の習得に努めること。
 - 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力すること。

3. 県民の役割

- 食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすよう努めること。

4 食の安全・安心基本方針

【基本的な考え方】

- 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、中・長期的な施策の方向を明らかにする必要があります。そのため、現行の「食の安全・安心基本方針」を条例に位置づけるものです。

【規定内容の例】

- 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした方針（食の安全・安心基本方針）を定める。
- 基本方針を定めるに当たり、県民、生産者、事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、基本方針を定めたときは、県民に公表する。
- 施策の実施状況を県民に公表する。

5 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

【基本的な考え方】

- 食品により健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐためには、食品の安全性を確保する施策を適正に実施するために必要な監視、指導、検査、試験研究その他の体制を整備しておく必要があります。
- 食品により健康に重大な危害を及ぼす事態が発生した場合、県民の生命・健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。こうした事態に備えるため、平時より危機管理体制を整備しておく必要があります。
- これらの体制を支えるためには、高い専門性と併せて、実践的な知識と能力を有する人材が、行政のみならず、県民や事業者においても求められるため、これらの人材の育成に努める必要があります。
- 食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるためには、国、他の都道府県、市町村その他関係機関との連携を図る必要があります。
- 県単独では解決が困難な、国際的、広域的課題について、必要な措置や施策の充実を図る必要があります。
- 効率的で質の高い食品安全施策を推進するためには、食の安全・安心に関する自主的、主体的な取り組みを行うNPOや食育ボランティア、自主的な活動組織との協働を図っていく必要があります。

【規定内容の例】

1. 施策の実施体制の整備
 - 食品供給行程の各段階を通じて食品の安全性を確保するための施策を適正に実施するために必要な監視、指導、検査、試験研究その他の体制を整備する。
2. 危機管理体制の整備
 - 食品に起因して人の健康に係る重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制を整備する。
3. 人材の育成
 - 食の安全・安心の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施する。
4. 国や他の地方公共団体との連携
 - 食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう国又は他の地方公共団体との連携に努める。
5. 国や他の地方公共団体への要請
 - 食の安全・安心の確保を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請する。
6. 関係者との連携及び協働
 - 食の安全・安心を確保するため、消費者、生産者、事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して施策を推進する。

6 生産から消費に至る食品安全性の確保

【基本的な考え方】

- 県、生産者、事業者は、消費者である県民が安心して食生活が送れるよう、食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において様々な安全性の確保への取り組みを進めていく必要があります。

【規定内容の例】

1. 監視、指導等
 - 食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導、検査その他の必要な措置を講じる。
2. 調査研究の推進
 - 食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき効果的に実施するため、必要な調査及び研究並びにその成果の普及啓発を行う。
3. 生産者の取り組みに対する支援
 - 生産工程の管理に関する最新の知識の普及を図る。
 - 化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式の開発及びその成果の普及を図る。
4. 事業者の取り組みに対する支援
 - 食品衛生に関する最新の知識の普及を図る。
 - 高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援を行う。

7 食品に関する正確な情報の提供

【基本的な考え方】

- 県は、県民の健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析等を行い、県民、生産者及び事業者に対し、ホームページなどにより積極的に情報提供を行う必要があります。
- 生産者及び事業者は、食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において情報の記録及びその保管に努め、食品に関する正確な情報を消費者に提供することにより、県民の信頼の向上に努める必要があります。
- 食品表示は、消費者としての県民が食品を選択する上で重要な役割があるとともに、食品の安全性の確保に大きなかかわりがあります。また、万一、食中毒等の事故が発生した際には、原因の究明や製品回収などの事故の拡大防止措置を迅速かつ的確に行うための手がかりともなります。そのため、食品表示が適正に行われるよう、生産者及び事業者に対する指導や表示制度の普及啓発等に努める必要があります。

【規定内容の例】

- 県は、食品の安全・安心に関する情報の収集、整理及び活用に努め、県民及び関係者に提供するとともに、生産者及び事業者が保有する食品に関する情報について、自主的な公開又は提供が促進されるよう必要な措置を講じる。
- 生産者及び事業者は、食品の生産、製造、加工、仕入れ、販売等に関する情報の記録及び保管に努め、自らが取り扱う食品に関する正確な情報を県民に提供することにより県民の信頼の向上に努める。
- 県は、適正な食品の表示を確保するため、生産者及び事業者に対する指導、食品の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施する。

8 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

【基本的な考え方】

- 食品の安全性に対する信頼を確保するためには、消費者、生産者、事業者がお互いの考え方や役割について理解し合い、信頼関係を構築する必要があります。

【規定内容の例】

1. 情報の共有及び相互理解の増進
 - 消費者、生産者、事業者が情報や意見を交換する機会を提供することにより、関係者の情報の共有及び相互理解の増進を図る。
2. 食の安全・安心推進月間
 - 食の安全・安心推進月間を設け、県民、生産者、事業者の間に広く食の安全・安心についての关心と理解を深めるとともに、表彰の実施その他の事業を行い食の安全・安心を推進する気運の醸成を図る。
3. 認証制度の推進
 - 食品の安全性に対する信頼を高める県産食品の認証制度を推進する。
4. 食育の推進
 - 県民が食品の安全性に関する理解を深め、食品の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう食育を推進する。
5. 地産地消の推進
 - 生産者と県民の相互理解を促進し、農林水産物の安全性に対する信頼の向上を図るため、地産地消を推進する。

9 食品による健康への悪影響の未然防止

【基本的な考え方】

- 食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、県民の健康に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品を把握し、公表し、必要な措置を行い、県民が摂取することを未然に防止する必要があります。
- 食品衛生法等の関係法令には、食品による健康への悪影響を未然に防止するための様々な規定が設けられていますが、関係法令で対応できない部分については、条例に規定を設けて対応する必要があります。

【規定内容の例】

1. 出荷の制限
 - 食品衛生法の規定に基づき国が定める量を超えて農薬等が残留する農林水産物について、同法には、販売以前の段階である出荷についての規制がないため、当該農林水産物の出荷を制限する。
2. 自主回収の報告
 - 食品衛生法で義務づけられていない、「事業者が食品の自主回収を行った場合における報告」を義務付けるとともに、その内容を県民に公表する。
3. 危害情報の申出
 - 危害情報（県民の健康に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品についての情報）を入手した県民から情報提供があった場合、調査の上、必要な措置を講じる。
4. 立入検査等
 - 食品による健康被害が懸念され、緊急に県の対応が必要とされる場合、生産者及び事業者に対して報告を求めたり、立入検査を行うとともに、必要な措置を講じるよう勧告する。

10 山梨県食品安全会議

【基本的な考え方】

- 現行の「山梨県食品安全会議」を条例に位置づけるものです。